

生活困窮者自立相談支援事業（日高管内）委託業務 プロポーザル企画提案説明書

1 委託業務名

生活困窮者自立相談支援事業（日高管内）委託業務

2 事業の目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

別添「生活困窮者自立相談支援事業実施要領」、「生活困窮者一時生活支援事業実施要領」及び「生活困窮者家計改善支援事業実施要領」のとおり。

なお、本業務の対象地域は、日高振興局管内の町村とし、日高振興局と協議・連携の上、事業を実施することとする。

4 委託契約の方法等

（1）契約方法

随意契約

（2）契約の相手方の選定

日高振興局が業者選考を行うこととし、当該委託業務の実施内容及び遂行方法等について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方の候補者とする公募型プロポーザル方式を採用する。

（3）契約期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

（4）契約書

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

（5）契約保証金

ア 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び172条に定めるところによる。

5 予算上限額

15,492千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、予算規模（15,492千円）のうち就労体験費（報償費及び保険料）は242千円以内、一時生活支援費は56千円以内、アウトリーチ支援費は1,885千円以内、家計改善支援費は264千円以内とする。

6 企画提案を希望する者に必要な資格

次の要件を全て満たす団体若しくは複数の団体による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- (1) 生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効率的に実施できる者であること。
- (2) 日高振興局管内に本事業実施が可能な拠点を有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (11) 法人格を有していること。なお、コンソーシアムの場合は次の全てを満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ上記（3）から（10）の要件を満たしていること。
 - イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。
 - ウ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は本事業における他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査基準

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

(1) 業務遂行能力

ア 生活困窮者等への相談支援の取組実績から、本事業に有効と考えられる支援ノウハウ等を有しているか。

イ 対象地域の地域特性や支援ニーズを適切に把握できているか。

(2) 事業の実施体制

ア 適切な窓口設置となっているか。時間外や土日祝日の対応を含めた相談アクセスの向上はなされているか。広域性に配慮した取組内容となっているか。

イ 業務を効率的かつ円滑に実施できる職員体制となっているか。人材確保や資質向上の取組は適切か。

(3) 具体的な支援方法

ア 各町村の関係者を訪問する等積極的なアウトリーチを行い、様々な支援対象者を早期に把握することが期待できるか。

イ 同行相談などのアウトリーチ型支援、家計改善支援を含め、個々の支援対象者の状況に応じた効果的な支援方法となっているか。

ウ 連携の具体的な取り組みが示され、支援に資することが期待できるか。また、社会資源の活用や開発が期待できるか。

エ ICT環境（タブレットや多言語音声翻訳機器等）やNPO法人、社会福祉法人との連携等とおした相談支援体制の強化に期待できるか。

オ 振興局との円滑な連携に配慮されているか。町村役場から協力を得ることが期待できるか。

(4) 所要経費の積算について

必要な経費が適切かつ効率的に積算されているか。

8 手続き等

(1) 担当部局

北海道日高振興局保健環境部社会福祉課

住 所：北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

電 話：0146-22-9472

FAX：0146-22-7712

(2) 参加資格審査申請書の提出

企画提案をしようとする者は、事前に参加資格審査申請書を提出すること。

ア 提出部数 1部

イ 提出場所 8の(1)に同じ

ウ 提出期限 令和5年(2023年)3月3日(金) 17時まで

エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による

オ 参加資格審査申請書 別紙様式による

(3) 企画提案書の提出

日高振興局を単位として作成すること。

ア 提出要請 参加資格を有する参加表明者へは、企画提案書の提出要請書を改めて送付する。

イ 提出部数 10部

※事業者名を記入したもの～1部、事業者名を記入していないもの～9部

ウ 提出場所 8の(1)に同じ

エ 提出期限 令和5年(2023年)3月10日(金) 17時まで

オ 提出方法 8の(2)のエに同じ

カ 企画提案書の内容 別紙様式の記載内容に基づき作成すること。(A4縦版)

(4) 参加資格審査申請書及び企画提案書の交付場所

8の(1)に同じ。

なお、日高振興局保健環境部社会福祉課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.htm>)

(5) 提案内容に関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所については、別途通知する。

なお、ヒアリングには、当該委託業務の責任者となることを予定している者が出席すること。

9 その他

(1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) ヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(6) 提出された企画提案書は返却しない。

(7) なお、本事業は、予算議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算額等について変更する場合又は事業が中止となる可能性がある。